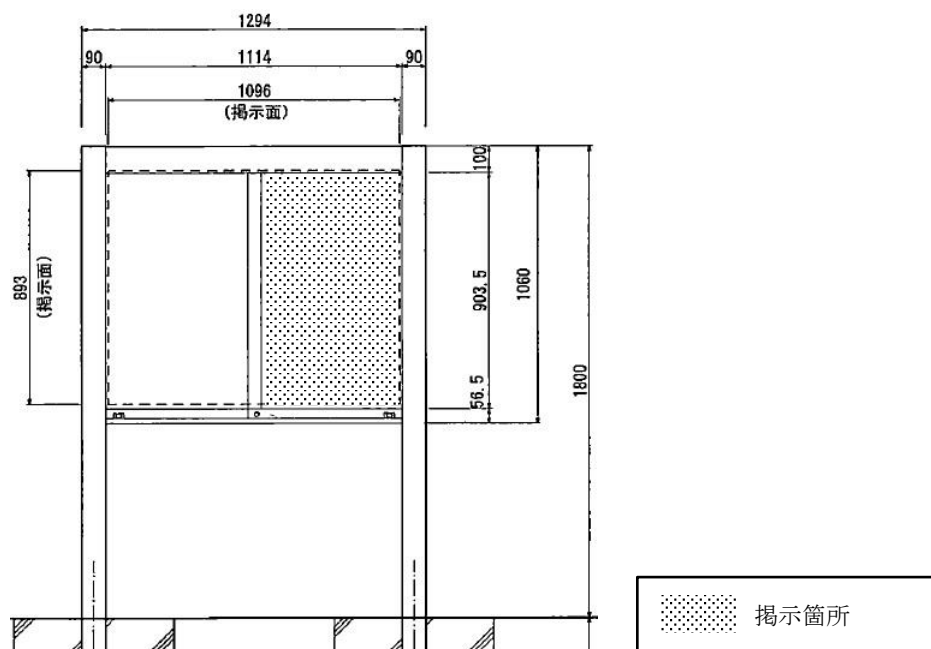


海辺の情報案内板利用案内

1 掲示箇所



2 掲示物

(1) 掲示物は、海辺の活性化イベント等の情報で、次のいずれかに該当するものとします。

ア 官公庁が主催、共催又は後援するイベント

イ ア以外で、非営利目的のイベント

ウ 稲毛海浜公園又は検見川の浜でのボランティア活動

(2) 掲示物は、A3程度以下の大きさのポスター、チラシ等とします。また、発行者の名称及び連絡先を明記してください。

(3) 次のいずれかに該当する掲示物は掲示不可とします。

ア 公序良俗に反するもの

イ 政治活動又は宗教活動に係るもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益につながるもの

エ その他、海辺の情報案内板への掲示にふさわしくないもの

3 掲示料金

無料

4 掲示期間

原則として掲示を希望する日から最長で2か月間とします。

5 掲示手順

(1) 掲示申込み

掲示を希望する方は、掲示開始希望日の1週間前までに、掲示物見本を添えて、ちば電子申請サービスで申込みを行うか、掲示申込書を緑政課へメール、FAX、郵送又は窓口にて提出してください。

(2) 審査

緑政課は、掲示申込書を審査し、掲示開始希望日の前日までに掲示の可否を申込者へ連絡します。

なお、海辺の情報案内板に空きスペースがない場合、掲示開始日や掲示物のサイズ等を調整させていただきます。

(3) 掲示

申込者は、緑政課から掲示可の連絡を受けた場合は、掲示物の原本を緑政課へ持参又は郵送してください。

緑政課は、掲示物の原本に掲示開始日の日付の受付印を押印し、原本受領日から概ね3日以内に、海辺の情報案内板に掲示します。

掲示期間が終了した掲示物は、緑政課が取り外し処分します。

6 発行者の責任

掲示物に起因する紛争や損害が発生した場合は、当該掲示物の発行者の責任において対処するものとし、千葉市は一切の責任を負わないものとします。

7 申込書提出・お問い合わせ先

千葉市 都市局 公園緑地部 緑政課

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター9階

電話：043-245-5789 FAX：043-245-5885

Email：ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp

ちば電子申請サービス：

<https://www.shinsei.elg-front.jp/chiba2/uketsuke/form.do?id=1590111110275>